

納税準備預金規定

改正後	現 行
<p>納税準備預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p>1. 預金契約の成立 <u>当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。</u></p> <p>1の2. 預金の目的、預入れ この預金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でもいつでも預入れができます。 （省 略）</p> <p>3. 振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。<u>ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。</u> （以 下 省 略）</p>	<p>納税準備預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p>1. 預金の目的、預入れ この預金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でもいつでも預入れができます。 （省 略）</p> <p>3. 振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 （以 下 省 略）</p>